

3 - 2 諸外国の地方における外資系企業立地優遇措置の現状

欧米諸国では外資誘致の目的が、雇用の創出（失業の解消）をはじめ、産業構造の転換、下請け業者のレベルアップなど明確であることを背景に、そうした目的に直接結びつくように税制優遇、補助金供与、低利融資などの企業立地優遇措置が設けられている¹。

米国では、州政府が課税権を含めて極めて大きな行政権限を持っており、税制優遇等の優遇措置は基本的に州独自の判断に基づいて決定されている。一方、英国やフランスでは中央政府の裁量権が大きく、優遇措置の内容は国が中心となって決めているが、一部地方自治体等が供与するものもある。

米国では、1970年代に全国で製造業の工場誘致合戦が過熱する中でインセンティブ競争が展開され、多くの自治体が似たような優遇措置を設け出したため、優遇措置を持つこと自体の優位性はかつてより薄れている²。また、当時の行き過ぎたインセンティブ競争の反省から、個別企業に対する資金面の支援に税金を使うにあたって、費用対効果が厳しく問われるようになってきているほか、企業に対するインセンティブの重点が直接的な資金面での支援から企業進出先のインフラ整備等による間接的な支援にシフトする傾向がみられる³。

欧米諸国の地方における外資立地優遇措置の特徴としては、次の諸点があげられる。

(1) 優遇措置の内容が多彩である

企業に対する立地優遇措置は、欧州では補助金を中心であり、米国では税制優遇が中心である。しかし、優遇措置のメニューは、補助金、税制優遇以外に、進出企業毎にオリジナルのカリキュラムを用意して行う職業訓練、駐在員子弟のための補習校設立に対する資金的援助、インキュベータへの賃料助成、道路の建設・拡張や上下水道整備のための補助金交付、候補地への交通手段の提供、電力料金の割引（電力会社による優遇措置）等、多彩な内容となっている。

¹ 本節では主として、経済企画庁調整局対日投資対策室編『対日投資をよびこむ地域開発』,1997を参考にした。米国、英国、ドイツの立地優遇措置について別に注記のないものは、すべて同書による。

² Kotler, D.H. Haider, I. Rein, Marketing Places, N.Y., 1993 による。

³ 日本貿易振興会『米国における投資誘致活動の現状』1997年度, ジョージア州の事例

(2) 各種の優遇措置が一括パッケージとして供与されることが多い

英国では、北イングランド開発公社（NDC）等の地域の開発公社によって、中央政府の補助金、地方自治体の補助金その他の優遇措置がパッケージとしてまとめて企業に提示されている。

(3) 優遇措置の内容が誘致主体と企業との交渉次第で決まる

米国では、州政府等の判断により機動的に大きな優遇措置が講じられる。また、英国でも補助金の交付主体に裁量権があり、大きな雇用を生む企業に対しては多額の補助金が提示される。

(4) 優遇措置の費用対効果が意識されている

優遇措置が誘致主体と企業との相対交渉で決まること、行き過ぎた誘致合戦に対する世間の目が厳しくなっていること等を背景として、欧米では個別企業に対する優遇措置について費用対効果の検討がなされるようになっている。

たとえば、米国インディアナ州では、当該企業が進出することで雇用者数、賃金、設備投資額などの点から地域にどれだけメリットが生じるかを十分検討した上で、インセンティブの金額を決めており、現状では平均して約 2 年で提示したインセンティブを上回る収入が得られているという⁴。

⁴ 株式会社エル・ビー・エス/日経 BP 企画『GAISHI』,1998 春,p15 による。